

一般競争入札公告
令和 5年 6月12日

社会福祉法人松大会 特別養護老人ホーム三戸里園の大規模修繕について、一般競争入札を次のとおり公告します。

社会福祉法人 松大会
理事長 金子 一 男

1. 工事概要

- ①工事名称 特別養護老人ホーム三戸里園大規模改修工事(第二期)
- ②工事場所 埼玉県北葛飾郡松伏町大川戸968-1
- ③工事期間 令和 5年契約確定日～令和 5年12月25日
- ④工事概要 RC造2階建て 延べ1,939.23㎡
内部改修、内外部排水管改修、外構工事
冷暖房整備工事、昇降機リニューアル工事

2. 入札方法等

- ①入札方法 一般競争入札
- ②最低制限価格 有(非公開)
- ③入札保証金 免除
- ④入札予定価格 有(非公開)

3. 入札参加資格

次に掲げる条件を満たしている者とする。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(更生手続き又は再生手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格再審査を受けている者を除く)でないこと。
- ③埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿(令和5・6年度)に建築工事業で登録されている単体企業で、直近の評価が次の条件を満たした事業者とする。
 - 1・建築工事の格付けがBランクであること。
 - 2・埼玉県の資格審査数値が建築工事で740点以上であること。
 - 3・本店又は主たる営業所が越谷県土整備事務所①管内、及びさいたま県土整備事務所①・②管内の何れかに所在すること。
- ④公告日から落札決定までの間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加資格停止等の措置を受けていない者であること。

⑤公告日から落札決定までの間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

⑥当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。又、対象工事にかかる設計業務の受託者でなく当該受託者と資本若しくは人事面で関連がないこと。

⑦元請(共同企業体としての請負工事を除く)として請け負った工事で平成25年4月1日以降に請負金額が1,300万円以上の社会福祉施設の新築・増築・大規模改修工事の実績があること。

4. 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

①受付期間 公告日から令和5年6月19日(月)17時まで(土日を除く)

②提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 会社案内、経歴書

エ 建設業許可証明書の写し

オ 資格審査数値を証する書類

カ 施工実績を証する書類

③提出方法

郵送又は事前協議の上持参する。尚、提出書類は返却しない。

④提出先及び問い合わせ先

〒343-0106

埼玉県北葛飾郡松伏町大川戸968-1

社会福祉法人 松 大 会 理事長 金子 一男

電話 048-992-3939

FAX 048-992-3955

E-mail: lot0298@midorien.com

担当者 理事長 金子 一男

5. 一般競争入札参加資格等確認通知及び設計図書等の配布

①審査後全ての業者に参加資格の有無について書面で通知する

②参加資格が有とされた業者は、設計図書を上記問い合わせ先まで6月21日17時までに事前に電話連絡の上取りに来ること

③配布した設計図書等は入札日に持参し、返却をするものとする。

④設計図書等に質疑がある場合には、下記期日までにメールアドレスまで送付すること。

(1) 質疑期間 令和5年7月3日(月) 17時まで

(2) 回答期限 令和5年7月4日(火) 17時までに、入札参加者が認められた者すべてにメールより通知する。

⑤現場説明会は行いません。

*入居者居住中のため施設内部に入っの現地視察はできませんのでご注意ください。

6. 入札日程等

- ① 公 告 日 令和5年6月12日(月)
- ② 参加資格申請締切 令和5年6月19日(月)
- ③ 参加資格通知日 令和5年6月20日(火)
- ④ 設計図書等配布日 令和5年6月21日(水)
- ⑤ 入札日時等 令和5年7月12日(水)10時00分

(30分前までに受付のこと)

- ⑥ 入札場所 社会福祉法人松大会特別養護老人ホーム三戸里園事務所
- ⑦ 入札方法 入札書を封筒に入れ厳封の上入札箱に投函する
- ⑧ 開 札 入札後即開札

7. 入札に当たっての注意事項

① 代理人をして入札させる場合は委任状を提出のこと。

② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③ 入札を辞退するときは、入札辞退届けを提出する。

④ 落札者は、入札金額見積内訳書を提出する。

⑤ 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。

⑥ 下記の各事項に該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格がない者がした入札

イ 入札者の押印がない入札書、入札金額を訂正した入札書。

ウ 代理人で委任状を提出しない入札

エ 二以上の入札書を提出した入札

オ 談合その他不正工事があったと認められる入札

カ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

キ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

ク その他公告に示す事項に反した者がした入札

⑦ その他

ア 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。

イ 談合に関する情報提供があった場合、入札を中止又は、延期することがある。

ウ 一度提出した入札書の書換、引き替え又は、撤回することが出来ない。

エ 入札は当法人の監事及び理事の立会によるものとする。

カ 県から指摘や指示があった場合はそれに従うこと。

8. 落札者の決定

① 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

② 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は3回まで実施する。

ただし、初回入札に参加する者が1者のみの場合は入札は1回のみとし、その後の再度入札は行わない。尚、前回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加出来ないものとする。

③ 上記②によっても落札者がいない場合、最低制限価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。(最低価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)尚、随意契約の交渉にあたっては、見積書を提出することとし、その見積書が予定価格の範囲内であり、随意契約の相手として理事会の承認が得られ、かつ、随意契約を行うことについて県から認められた場合のみ契約を行うものとする。

④ 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

9. 契約方法等

① 工事請負契約に関する細目は民間(七会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。

② 契約保証金の徴収は免除する。工事履行保証措置は、工事履行保証保険によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。

③ 契約の履行については、発注者及び工事監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合はこれに従うこと。

④ 一括下請負契約を行わないこと。

⑤ 本契約の締結は、県が結果を確認し当法人の理事会で承認を受けた後とする。

⑥ 建設業法(昭和22年法律第54号)及び独占禁止法に抵触する行為を行わないこと。

⑦ 請負代金の支払条件

契約時30%、中間時30%、完成引渡時残金とする。但し、補助金をもって工事代金の支払に充当するため、支払時期については発注者請負者が協議により決定することを予め承諾する。尚、発注者は補助金等が交付され次第速やかに工事代金を支払う。

10. その他

① 公告文に記載の無い事項についても関係法令を遵守すること。

② 本工は、補助金を受けて行うものであるため、県等による検査のために必要な書類の作成に協力を要するものとする。